令和4年度　所定疾患施設療養費算定状況（令和4年4月～令和5年3月）

当施設では、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、今後も毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

所定疾患施設療養費について

1.対象となる入所者は次のいずれかに該当する方です。
- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎

2.上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。また、1回に連続する10日を限度として算定します。
3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。
5.算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

病　名		令和４年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和５年 1月	2月	3月
肺　炎	件数	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
	日数	3	2	0	0	0	0	13	7	0	0	0	0
尿路感染	件数	7	3	5	2	3	5	1	1	5	7	8	1
	日数	45	15	28	12	16	26	7	7	24	25	47	6
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	1
	日数	0	0	0	0	0	14	7	7	0	14	7	7
蜂窩織炎	件数	0	0	1	0	0	0	1	1	2	3	2	1
	日数	0	0	7	0	0	0	7	7	12	18	10	7
合　計	件数	8	4	6	2	3	7	5	4	7	12	11	3
	日数	48	17	35	12	16	40	34	28	36	57	64	20